

訪問看護ステーション「TONE」運営規程

【事業目的】

第1条 この規程は、医療法人 福知会（以下「本事業者」という。）が設置・運営する訪問看護ステーション「TONE」（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師・その他の従業者（以下「看護師等」という。）が医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

【運営方針】

第2条

- 1 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行い、評価・改善を図るものとする。
- 4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

【 事業運営 】

第3条

- 1 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。
- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。
- 3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業所を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
 - （1）業務継続計画の策定
 - （2）研修・訓練の実施
 - （3）必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

【 事業所の名称及び所在地 】

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする

- （1）名 称：訪問看護ステーション「TONE」
- （2）所在地：京都府京丹後市峰山町長岡小字栴屋 441 番地

【 職員の職種、員数、および職務内容 】

第5条 本事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- 1 管理者：看護師 1 名
管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。
但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の業務に従事することができるものとする。
- 2 職 員：看護師・准看護師は常勤換算 2.5 名以上（うち 1 名は常勤）を配置する。
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
また、その他の職員については必要に応じて配置する。

【 営業日および営業時間、利用時間・回数 】

第6条 本事業所の営業日および営業時間は、次に定めるものとする。

- 1 営業日：通常、月曜日から土曜日までを営業日とする。
ただし、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
- 2 営業時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- 3 連絡体制：24 時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。
- 4 利用時間・回数は医療保険適用を除き、居宅サービス計画または介護予防サービスに計画に定める。

【 訪問看護の提供方法 】

第 7 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 訪問看護の開始については、主治医からの訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- 2 介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書その他、居宅サービス計画書、もしくは介護予防サービス計画書に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- 3 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療法士等が連携し一体的に含むものとして作成する。
- 4 利用希望者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから地域包括支援センターや地域の医師会等に、主治医の選定および調整を依頼する。

【 指定訪問看護の内容 】

第 8 条 訪問看護の内容は次の通りとする

- 1 心身の状態、病状・障害日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- 2 清潔の保持、睡眠・食事・栄養および排泄等療養生活の支援及び介護予防
- 3 褥瘡の予防・処置
- 4 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- 5 人生の最終段階における看護
- 6 認知症・精神障害者の看護
- 7 療養生活や介護方法の相談・助言
- 8 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- 10 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- 11 居宅改善の相談・助言
- 12 入退院（所）時の共同指導等

【 利用料等 】

第 9 条

- 1 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規程する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容および金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。
 - (1) 医療保険
健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。
 - (2) 介護保険
介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。
但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し居宅サービス計画書に基づくものを除く。
 - (1) 第 6 条第 1 項で定めた営業日外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合
(医療保険利用者のみとする)
 - (2) 訪問看護の提供時間が 1 時間 30 分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合 (介護保険利用者・医療保険利用者)
 - (3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
- 3 本事業所は、次条に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費はその実費を徴収する。
- 4 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

【 通常の訪問看護の実施地域 】

第 10 条 通常の訪問看護実施地域は京丹後市、与謝野町、宮津市、伊根町区域とする。

【 緊急時における対応方法 】

第 11 条

- 1 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町、当該利用者の家族等（介護保険利用者の場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業者は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

【 衛生管理等 】

第 12 条

- 1 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする
 - (1) 指針の整備
 - (2) 感染対策検討会の実施
 - (3) 研修および訓練の実施

【 苦情処理 】

第 13 条

- 1 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【 個人情報の保護 】

第 14 条

- 1 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、医療・介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

【 身体的拘束等の適正化に関する事項 】

第 15 条

- 1 訪問看護の提供に当たっては、利用者や他の者の生命または身体を保護するために緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととする。
- 2 前項の身体拘束等を行う緊急やむを得ない理由として切迫性、非代替性、一時性の要件を満たすことの確認や手続きを本事業所として慎重に行うこととする。
- 3 身体拘束等をやむを得ず行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、やむを得ない理由を記録する。

【 虐待防止に関する事項 】

第 16 条

- 1 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のための次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための委員会の定期的な開催と結果の職員への周知
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 虐待防止の担当者の配置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【 カスタマーハラスメントへの対応 】

第 17 条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築く事ができないと判断した場合は、行政および居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

【 私費の訪問看護の利用料 】

第 18 条 医療保険・介護保険の制度対象外の訪問看護は別表に定めた運営規程に基づき利用料を徴収する。交通費は別途実費徴収とする。

【 その他の運営についての留意事項 】

第 19 条

- 1 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 本事業所の従業者は、退職後においても業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護終了の日から 2 年間保管するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2026 年 1 月 30 日作成

(別表)

その他の利用料及び差額費用

運営規程

在宅療養生活の継続と QOL の向上を図るために、利用者の選定（希望）による保険給付対象外の訪問看護等を提供することを目的とする。

【方針】

利用者の選定に基づく訪問看護等の提供であって、訪問看護ステーションの都合では行わない。訪問看護の必要性から判断して、安全で適切な対応を行う。

【使用料】

実費負担の利用料の内容及び料金、利用者の選定に基づく訪問看護利用料として、下表のとおりに支払いを受ける。

■実費負担の利用料について

訪問にかかる 交通費	医療保険	営業地域は不要。営業地域外は 1 kmにつき 150 円 夜間等時間外の訪問で公共交通機関・タクシー等を利用した場合は実費負担
	介護保険	営業地域は不要。営業地域外は 1 kmにつき 150 円
エンゼルケア		16,500 円
キャンセル料		前日：利用料の 20%、当日：利用料の 50%

※訪問看護サービスの利用中止について、利用者からの連絡が前日の 17 時までの場合は予定されたサービスを変更・中止することができ、キャンセル料は発生しない。前日の 17 時以降の連絡は、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。ただし、やむを得ない理由がある場合はご相談ください。

■利用者の選定に基づく差額費用（利用料）について

（医療保険・介護保険給付の対象とならない訪問看護サービスの利用料）

月～土	営業時間内	9:00～17:30	1 回分の利用料の 100%
	夜間	17:30～22:00	
	深夜	22:00～6:00	
	早朝	6:00～9:00	
日、祝日		一律	1 回分の利用料の 100%

備考）上記料金は、介護保険又は医療保険で支払われる看護サービス料をもとに計算いたします。交通費やその他の料金は、別途実費で請求させていただきます。